

学校運営とPTAの会費負担

沖縄県内の県立那覇西高等学校で、早朝や放課後などに生徒指導にあたる教員の手当として保護者からのPTA会費を充てていることが、9日に行われた参議院決算委員会での義家氏の質問で明らかになりました。

義家氏は、「公益を害する裏手当だ」と追及。文部科学省は調査する考えを示しています。

報道によると、那覇西高等学校やPTAの関係者の話として、PTA会費は年間生徒1人当たり7万数千円。うち3万円程が進路指導費として、早朝講座や夏期講座、遅刻指導や模擬監督1回当たり1千円から3千円程度教員に支払われ、年間50万円を超える額を受け取っている教員もいるとのこと（3月14日付朝日新聞）。

今回のケースについていえば、少なくとも3つの問題があると思います。

一つ目は、早朝など勤務時間外の活動に対して報酬を得る場合には、兼業の許可が必要ですが、今回はその手続きは取られていません。しかし、仮に兼業許可を与えたとしても、校舎を使用しての兼業に報酬を得るということは、許されることではないでしょう。

また、教員は、勤務時間の定めはありますが、変則的な勤務の実態を踏まえ時間外勤務手当を支給せず教職調整額を支給しています。従って、勤務時間外に早朝講座などの活動をしたとしても、それは時間外勤務手当の支給対象とはなりませんし、その代わりにPTA会費から手当を支給するというような話は、寡聞にして聞いたことはありません。

二つ目は、夏休みの講座は、恐らく勤務時間中に行われていると思いますが、それに対してPTAから報酬を得ているとすれば、職務専念義務違反か、若しくは給与を重複して受け取ったことになり、公務員法上も明らかに問題があります。

三つ目は、PTAの会員に対して、会費の中から教員に手当が支払われていたことが十分周知されていなかったことです。PTAは任意の団体とはいえ、このような透明性を欠く対応は、会の運営上大きな問題があるといわねばなり

ません。

そもそも、PTAとは、各学校ごとに保護者と教職員によって組織されている、任意の教育関係団体のことをいいます。活動の目的は、物心両面にわたって学校活動を支援していこうというもので、会員の研修を行うなどの活動の他に、学校に対してお金を寄附したり、学校で使用する備品を寄贈するといった形で、学校を支援しているPTAも多いと思われます。

ただ、先程も述べたように、PTAは任意の団体ですから、活動の実態が表に出ることは余りなく、北海道においても、かつて経理内容の透明性が問題となるケースがありました。こうしたことから、道教委では、「私費会計事務処理要領」を示すなどして、学校に対し団体会計が適切に行われるよう指導しています。

いずれにせよ、PTAは、学校と連携しながら学校の諸活動を支援していますが、決して学校の下請けでも、学校のために資金を集めるための団体でもありません。

特に、昨今は、子どもの減少に伴いPTAの活動母体となる保護者が減ってきていることに加え、共働きの家庭が増える中、PTA活動への参加者を確保することが難しくなっています。

更に、保護者の経済状況が厳しいことから、会費の負担感が重くなっている状況もあります。

PTAの活動は、学校の円滑な運営にとって重要であると思っていますが、今申し上げたようにPTAを取り巻く環境は厳しくなっていますので、沖縄県における問題が明らかになった今、改めて、PTAのあり方を含め、議論を深める必要があります。（塾頭 吉田 洋一）